相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道江別市野幌屯田町四二番地二六、最後の住所北海道江別市野幌屯田町四二番地の二六　被相続人　亡　森田　照男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

札幌市中央区大通西一丁目ラスコム15ビル二階　清水勝裕法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石橋　洋太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北見市とん田西町二三三番地、最後の住所北海道北見市とん田西町二三一番地二　被相続人　亡　塚本　親

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

事務所北海道北見市北二条西三丁目一番地　朝田ビル四階

相続財産管理人　弁護士　川村　悠佑

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市東光八条七丁目一五〇番地八九、最後の住所北海道旭川市常盤通一丁目二四三二番地の四サーパス常磐公園四〇五号　被相続人　亡　戸賀澤義幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

北海道旭川市四条通一〇丁目二二三四―二　大同生命旭川ビル5Fあかつき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　畑地　雅之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市紅雲町二丁目一二番地、最後の住所群馬県前橋市紅雲町二丁目一二番九号　被相続人　亡　柴田　行雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

群馬県前橋市千代田町二丁目一番二〇号

相続財産管理人　弁護士　紺　正行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市芝園町三番、最後の住所埼玉県川口市芝富士二丁目五番二四―七〇三号　マイキャッスル南浦和　被相続人　亡　中村かほる

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

さいたま市大宮区宮町二―二八　あじせんビル四階・六階　埼玉中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮西　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区仲宿六五番、最後の住所埼玉県新座市北野二丁目一四番八号　北野病院　被相続人　亡　細野　益代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一七番二一号高砂武蔵ビル三〇三

相続財産管理人　綿引　剛一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都西東京市泉町四丁目二二三八番地、最後の住所千葉市美浜区高浜四丁目一〇番一六棟五〇五号　被相続人　亡　眞田陽之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

事務所千葉市中央区中央四丁目一二番一号KA中央ビル五階　梨本・山本総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梨本　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区お花茶屋二丁目四〇〇番地、最後の住所東京都足立区大谷田一丁目一番九―一四一〇号　被相続人　亡　髙木　伸之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

事務所東京都千代田区丸の内三丁目一番一号国際ビル八三九区中外合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田辺研一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵野市吉祥寺本町四丁目一九〇一番地、最後の住所東京都渋谷区上原二丁目二八番八号久米プラザ三C　被相続人　亡　布施　透

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

東京都新宿区新宿二丁目八番一号新宿セブンビル六〇五号大畑法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大畑　雅義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区浅草三丁目一六四番地、最後の住所東京都多摩市山王下一丁目一八番地の二　白楽荘　被相続人　亡　加藤　ツサ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

事務所東京都調布市小島町二丁目四五番地二二　ワイズビル三〇一調布くすのき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区喜多見九丁目一五八一番地、最後の住所東京都世田谷区喜多見九丁目一〇番一四号　被相続人　亡　梅原　貞嘉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番一一号第二名和ビル四階村木政之法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村木　政之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市安浦町三丁目一七番地、最後の住所神奈川県横須賀市津久井四丁目二一番八号　愛加那リハ・リゾート　被相続人　亡　塩川　達雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

神奈川県横須賀市富士見町二丁目七二番地　森コーポ二階

相続財産管理人　弁護士　角井　駿輔

第31期決算公告

平成28年1月6日

栃木県宇都宮市陽東8丁目21番14号
株式会社ピノキオ薬局
代表取締役　田中　秀和

貸借対照表の要旨
（平成27年9月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,196	流動負債	1,487
固定資産	1,309	固定負債	152
		株主資本	3,865
		資本金	20
		利益剰余金	3,845
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	3,840
		（うち当期純利益）	（262）
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
資産合計	5,505	負債・純資産合計	5,505